

後期高齢者医療保険料のご案内

被保険者の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっております。

令和6・7年度（2024・2025年度）の保険料率について

均 等 割 （被保険者が等しく負担）	令和4・5年度 （年間） <u>51,892円</u>	▶	令和6・7年度 （年間） <u>52,953円</u> 【1,061円増】
所 得 割 （被保険者の所得 に応じて負担）	令和4・5年度 <u>10.98%</u>	▶	令和6・7年度 <u>11.79%</u> 【0.81ポイント増】
賦課限度額 （1年間の保険料の 上 限 額）	令和4・5年度 <u>66万円</u>	▶	令和6・7年度 <u>80万円</u> 【14万円増】

お問い合わせ先

<保険料についてのお問い合わせ>

函館市市民部国保年金課 高齢者医療担当（市役所1階 ③番窓口）

電話 0138-21-3185・3186

<保険料の納付についてのご相談>

函館市市民部国保年金課 滞納整理担当（市役所1階 ⑤番窓口）

電話 0138-21-3144

保険料の計算方法について

保険料は、全ての被保険者の方にかかります。

均 等 割 【1人当たりの額】 52,953円	+	所 得 割 【本人の所得に応じた額】 (所得－最大 43 万円)×11.79%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切捨て) (限度額 80 万円)
---	---	--	---	--

保険料額は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者個人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や被保険者の所得に応じて、保険料の軽減があります。

※年金以外の所得（給与所得・譲渡所得等）がある場合は、合算して計算されます。

※遺族年金や障害年金は収入に含みません。

※社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除などの「所得控除」は適用されません。

※ 保険料額は、7月中旬に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

保険料の軽減について

(1) 均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割額52,953円が以下のとおり軽減となります。

軽減は、当該年度の4月1日時点（年度途中の加入者については加入日時点）の世帯における被保険者全員と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		令和7年度 (2025年度) 均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)	7割 軽減	⇒	15,885円
43万円+(30万5千円×世帯の被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数－1)	5割 軽減	⇒	26,476円
43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+ 10万円×(給与所得者等の数－1)	2割 軽減	⇒	42,362円

※ 保険料の計算は、均等割額と所得割額を合算後に、100円未満を切り捨てます。

※ 65歳以上（当該年の1月1日時点で）の公的年金等受給者については、均等割の軽減判定に用いる所得額を算出する際に、高齢者特別控除(15万円)が適用されます。

※ 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

(2) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、制度加入から2年を経過する月までの期間のみ軽減均等割が5割軽減となります。

(52,953円 → 26,476円)

所得の状況により、均等割が7割軽減に該当することがあります。

※ 被用者保険とは・・・

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は原則、年金引き去り（特別徴収）となり、特別徴収ができない期間や条件が満たない場合、納付書や口座振替などによる納付（普通徴収）となります。

※75歳の年齢到達や転入などによる新規加入の場合、年金引き去り開始までに時間がかかります。年金引き去りが開始されるまでの間は、納付書や口座振替などにより納めていただきます。

※次の場合は年金引き去りにはなりません。

○介護保険料が年金引き去りではない場合 ○引き去り対象の年金が18万円未満の場合

○介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が引き去り対象年金の1/2を超える場合 など

＜特別徴収＞ 年金からの引き去り

仮徴収期間						本徴収期間					
4月		6月		8月		10月		12月		2月	
●		●		●		●		●		●	
2月の引き去り額と同額を年金から引き去り						今年度確定した年間保険料から9月までの保険料額を差し引いた額を3回に分けて年金から引き去り					

＜普通徴収＞ 納付書や口座振替などによる納付

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
			●	●	●	●	●	●	●	●	●
4月から6月の納付はありません。			口座振替：納期限に指定口座から振替 納付書：7月中旬に送付する納付書で納期限までに金融機関等で納付								

（1）口座振替を希望する場合

普通徴収となる期間の支払いについて、口座振替を希望する場合は手続きが必要です。

※国民健康保険料を口座振替で納めていた場合も、改めて口座振替の手続きが必要です。

＜取扱金融機関＞

◎北洋銀行 ◎青森みちのく銀行 ◎みずほ銀行 ◎北海道銀行 ◎北陸銀行
◎道南うみ街信用金庫 ◎渡島信用金庫 ◎北海道労働金庫
函館商工信用組合 新函館農業協同組合 ◎函館市亀田農業協同組合
北海道信用漁業協同組合連合会函館支店 函館市漁業協同組合 戸井漁業協同組合
えさん漁業協同組合 南かやべ漁業協同組合 ◎ゆうちょ銀行（郵便局）
※取扱金融機関が一部変更となる場合があります。
※下線の表示がある金融機関は、市外の本店・支店等の口座で「口座振替」が可能
※◎がある金融機関は、ページー口座振替受付サービスが利用可能

※ 振替口座は、ご本人以外の方の口座もご利用いただくことができます。

（お支払いいただいた保険料は、口座名義人の方の税金の控除対象となります。）

＜ページー口座振替受付サービスについて＞ ～市役所や支所の窓口で申込手続きができます。
申込書の記入やお届け印の押印がなくても、「キャッシュカード」と暗証番号で口座振替の申込手続きができます。 ※カードの種類などによっては、読み込みができない場合があります。

（2）年金引き去り（特別徴収）を希望しない場合

年金引き去りではなく、「口座振替」を希望する場合は申出により変更することができます。ただし、口座振替手続きとは別に、市へ「納入方法変更等申出書」の提出が必要です。

※過去の保険料の納付に未納分がある場合は、変更できない場合があります。

■■ 注 意 ■■

○「納付書払い」から「口座振替」へ切り替えても、年間の保険料額は変わりません。

○口座振替開始時期は、原則「お申し込みの翌月」からになります。

※申し込まれた月までの保険料は、「納付書」での納付となります。

※3月から6月の間に申し込まれた場合、口座振替開始時期は7月（第1期）となります。

○「特別徴収」開始後に「口座振替」へ変更する場合や「口座振替」から「特別徴収」に変更する場合には、変更となるまでに数か月かかります。